

東御市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

令和8年度～令和12年度

令和8年3月

東御市

1 目的

東御市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）は、東御市耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者等に対する直接的な耐震化促進及び耐震診断実施者に対する耐震改修工事促進を図るため、個別訪問及びダイレクトメールの実施により、住宅の耐震化の意識啓発及び情報提供の充実を図ることを目的とする。

2 位置づけ

「東御市耐震改修促進計画」の実施計画として位置づける。

3 対象地域

アクションプログラムの対象区域は、市内全域とする。

4 対象

アクションプログラムの対象は、東御市耐震改修促進計画の計画期間と整合し、建築基準法における新耐震基準（昭和 56 年 6 月 1 日施行）前に新築工事に着手した市内全域の個人が所有する木造住宅を対象とする。

5 計画期間

アクションプログラムの計画期間は、令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間とする。

社会経済状況や関連計画の改定、アクションプログラムの進捗状況に適切に対応するため必要に応じ検証見直しを行う。

6 取組内容

- (1) 住宅の所有者に対する直接的な耐震化促進
 - ・固定資産税、都市計画税の納税通知書に耐震改修に関する市独自のチラシを同封し、送付する。
- (2) 耐震診断者に対する耐震化促進
 - ・市の耐震診断士派遣事業において、耐震診断を実施した所有者に対し、耐震診断の結果（フォローアップ）を行うとともに、耐震化の意識啓発及び補助制度等の説明を行う。
- (3) 耐震改修事業者の技術力向上に係る取組
 - ・県及び関係団体等と連携し、所有者等が安心して耐震診断及び耐震改修を実施できるように、講習会の開催及び改修事業者等のリスト公表など連携・相談体制を整備する。

(4) 市民への周知啓発

- ・耐震改修に係る市の補助制度等について、市報や市ホームページ等に掲載し、市民に広く周知する。
- ・市民を対象にした、耐震改修に関する相談会等又は、イベントや庁舎において耐震化促進の展示を行う。
- ・耐震化支援補助制度に関するリーフレットを作成し、受付窓口等に設置する。

7 進捗管理

効果的な耐震化に取り組むため、適宜、東御市耐震化促進計画やアクションプログラムの見直しを行い、国や県の方針、市内の住宅耐震化の進捗状況等を反映させる。

8 実績の公表

耐震診断実施件数及び耐震改修実施件数を市のホームページに掲載する。